

■第1回 会議の記録

日 時：2019年（平成31年）1月28日（月）14時～16時

場 所：吹田市立千里山コミュニティセンター 多目的ホール

出席者：大山委員、角谷委員、綾部委員、馬垣委員、梅本委員、鴨井委員、栗田委員、久保田委員
古瀬委員、新屋委員、辻本委員、内藤委員、畑中委員、富士野委員、牧野委員、山本委員

次 第：1 委員紹介

2 職員紹介・福祉部長挨拶

3 案件

(1) 第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画の進捗管理について

(2) その他

4 報告

(1) 平成30年度（2018年度）障がい福祉関連の事業報告について

(2) 高齢者・障がい者相談支援体制の整備・強化について

(3) （仮称）吹田市障害者差別解消支援地域協議会の設置について

(4) 吹田市地域自立支援協議会について

(5) こども発達支援センターを拠点とした療育システムの充実について

5 その他

会議の経過と要旨

○ 21人中16人出席につき、会は成立

○ 傍聴者1名

○ 配布資料の確認

○ 委員紹介等

○ 福祉部長挨拶

（委員長）

・それでは案件1について、事務局から説明を。

○事務局から「第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画の進捗管理について」資料説明（資料1-1、1-2、1-3）

（委員）

・評価部分について、文章だけでなくA・B・Cの三段階評価にするなど、市民や当事者にとってもわかりやすくしてはどうか。

(事務局)

- ・誰にとってもわかりやすい評価にすべきであり、指標も入れた形で評価を取り入れたいと思っている。このことについて、この場で了承を得たい。
- ⇒異議なし。承認。

(委員)

- ・市民への公表はいつ、どのように行うのか。当事者にもわかりやすく公表してほしい。

(事務局)

- ・実績値が確定する、9～10月頃を予定している。

(委員長)

- ・それでは次の案件2「その他」に移る。

○委員より「手話言語条例について」資料説明

(事務局)

- ・手話は言語であるという前提で施策を進めていく。条例については、検討段階ではあるが、アンケートをとりながら進めていこうと考えている。

(委員)

- ・会議で通訳を派遣するのにお金がかかるのはおかしい。

(事務局)

- ・市にも手話通訳者が3名いるので、申請があれば派遣することができる。

(委員)

- ・災害時に障がい者が被災したらどうなるのか、確認をしたい。避難所がバリアフリー化していない。まずは、一次避難所に避難することになるので、一次避難所をバリアフリー化する必要がある。また、福祉避難所がきちんと機能するように整備をすべき。避難後の仮設住宅の整備も課題の一つだと考えている。
- ・私も仮設住宅が大きな課題の一つだと考えている。熊本の震災でも障がい者向けの仮設住宅が遠く離れた場所に設置された。

(事務局)

- ・昨年身近なところで災害が発生し、様々な問題が明らかになった。危機管理室と連携し、進めていきたい。手話などのコミュニケーションの課題、避難所のバリアフリー化等、障がい種別によって対応すべきことが異なることも考慮しなければならない。

(委員長)

- ・次の報告案件1について、事務局より説明を。

○事務局より「平成30年度（2018年度）障がい福祉関連の事業報告について」資料説明（資料2-1、2-2）

（委員）

- 補足説明。新規事業である「障がい福祉サービス等人材確保・養成事業」は精神障がいの分野ではほとんど活用できない。事業所への救済という視点だけではなく、吹田市で働くことに魅力を感じてもらえるような事業にするために、作業部会で検証を進めている。
- 「障がい福祉サービス等人材確保・養成事業」の対象研修に初任者研修、介護福祉士の研修が入っておらず、高齢福祉室の事業で研修費補助を行っている。そういう部分でも見直しが必要だと考えている。資料2-1の「その他」の「(1) 重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金制度の組替え」にあるように、4月から新しい事業に替わる。新制度に対する評価、見直しが必要と考える。重度障がい者が利用した時に人件費が補助されるとのことだが、国の人員基準以上の職員配置が必要なため、なかなか補助金の対象となりにくい。これは次の課題だと考えている。

（事務局）

- 重度加算だけでなく、市の事業すべてに言えるのだが、事業の効果の検証はしていかなければならない。今回、重度加算については、国基準以上の職員配置の人件費補助となっているが、今後も手厚い支援が必要だと考えている。課題の整理を引き続き行い、検証を継続していきたい。また、当事者や事業者の関係者の意見も聞きながら、施策を推進していきたい。

（委員）

- 資料2-2の「障がい福祉サービス等人材確保・養成事業」について。市内の障がい福祉サービス事業所は何か所あるのか教えてほしい。また、研修内容は何を基準に考えたのか。利用者のニーズに合っているのか。

（事務局）

- 法人は約120ぐらい。新規事業の立ち上げの際に、事業所には研修費補助の他にどのようなメニューが必要かを調査済み。資料2-2「補助対象研修」の「①行動援護従事者養成研修」「②強度行動障害支援者養成研修」は行動援護支援を行うためには必須の研修となっている。国では、この研修の受講者が少ないために、別の研修を受けていても行動援護支援を行うことができるようになっているが、平成33年3月末でこの経過措置がなくなる。そのため、補助率を上げ押し進めようとしている。「③喀痰吸引等研修」は痰の吸引や胃ろう等の医療行為の研修で、重度障がい者の支援をするためには必要である。「④同行援護従事者養成研修」は視覚障がい者の外出介護、「⑤移動支援従事者養成研修」は身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の外出介護で障がい者の社会参加を支えるものである。障がい者を支えるのに必要なメニューとなっている。

（委員長）

- それでは、次の報告案件2について、事務局より説明を。

○事務局より「高齢者・障がい者相談支援体制の整備・強化について」資料説明（資料3）

（委員）

- ・制度強化とのことだったが、障がい者相談支援センターと地域包括支援センターの連携についてはどうするのか。高齢者の親と障がいがある子どもがいる家族等、複合的な課題を抱えるケースが増えている中で、なかなか連携がとれていないと地域包括支援センターから聞いている。

（事務局）

- ・十分連携が行えていないのが現状。原因として、障がい者相談支援センターが地域割りされていないことが挙げられる。地域包括支援センターは6ブロックに分かれているが障がい者相談支援センターについては、地域に偏りがあり、ブロックごとに整備されていない。今回の再構築で連携が取りやすいように6ブロックに1か所ずつ障がい者相談支援センターを設置することとなった。

（委員）

- ・今後は同じ場所で高齢者支援と障がい者支援を行うことになる。日々助け合いをしていくことができるのだろうかと思っている。

（事務局）

- ・4月からは地域包括支援センターと障がい者相談支援センターが別法人で運営される。選定する際に、障がい福祉分野に強みを持っている事業者と高齢福祉分野に強みを持っている事業者の互いの強みを生かして連携を図っていただくということでこのような体制になった。

（委員）

- ・新しい試みということだが、地域割りにすると囲い込みが起こるのではないかと懸念している。

（事務局）

- ・囲い込みの懸念はしている。様々な会議体で必ずその意見が出てくる。高齢福祉分野では囲い込みに関する制度があるが、障がい福祉分野には今のところないので、今後、国の動向を注目していきたい。個人的には囲い込みができるような体制にないのではないかと考えている。

（委員）

- ・これまでは、各事業所においては、障がい特性に合わせた支援を行っていたので、地域割りにすぐに切り替えられるのかということをもっと懸念している。さらに今後は窓口業務も行うことになり、混乱が生じるのではないかと懸念している。高齢福祉分野と障がい福祉分野の連携が必要なのはわかるが、地域割りにより、連携ができるのかといえばそうではない。別の方法で連携すべきである。また、当事者には仕組みについて丁寧な説明していかなければならない。

（事務局）

- ・これまでの相談支援は障がい特性に応じた体制となっていたので、今回の再構築で3障がいをそれぞれの地域で担当してもらうという大きな変化がある。3障がいに対応できるように、従事す

る人については、兼任から専任へ、また、国家資格を有する職員を配置できるような体制を作っていく。混乱が予想されるが、丁寧な引き継ぎを行い、混乱を最小限にしたい。

(委員)

- ・高齢福祉分野でも地域包括支援センターという名前になじみがなく、あまり相談に結びつかなかった。広報はどうするのか。

(事務局)

- ・平成30年度内に民生委員、地区福祉委員、公民館、自治会等の会議で周知をする。4月号の市報、HPにも掲載予定。4月以降に各地域の民生委員、地区福祉委員、自治会、医療機関に直接出向き、説明をする。当事者、事業所については、各事業所連絡会等にて説明予定。

(委員)

- ・相談目的がはっきりしていない人に対してはどのように対応するか。サービスの給付手続きだけが相談ではない。職員から尋ねないと把握できない悩みも多いので、悩みを引き出すスキル、丁寧な対応が必要。1か所2.5人の人員で対応できるのか。検証をしっかりとしたシステムで行ってほしいが、どのように検証するつもりなのか。

(事務局)

- ・3~4段階評価で、一次評価は事業者自身、二次評価は市、三次評価は施策推進委員会や自立支援協議会等による評価を予定している。なかなか自分から声を出せない人に対する支援は課題だと思っている。

(委員)

- ・精神障がい者に対する支援を最も懸念している。計画相談支援事業所では職員1人あたり50~60人を担当していて疲弊状態。そのような現状がある中で何か対策はあるのか。

(事務局)

- ・相談支援事業所から報酬にならない支援をせざるを得ないと聞いている。本来、そのような支援は委託相談の役割だと考えている。各機関の役割を明確にすることは今回の再構築の目的の一つでもあるため、相談支援センター、計画相談支援事業所、基幹相談支援センター、市役所のケースワーカーの役割を明確にしていく。

(委員)

- ・昨年の災害後、ほぼ全員の民生委員が各地区で見回りをした。医療機器を利用している方への支援、発達障がい児の親が表に出にくい等の問題があった。各地区にとりあえず駆け込める場所ができるのはありがたいことだと思う。

(委員長)

- ・次の報告案件3について、事務局より説明を。

○事務局より「(仮称)吹田市障がい者差別解消支援地域協議会の設置について」資料説明(資料4)

(委員長)

- ・次の報告案件4について、事務局より説明を。

○事務局より「吹田市地域自立支援協議会について」資料説明(資料5)

(委員長)

- ・次の報告案件5について、事務局より説明を。

○事務局より「こども発達支援センターを拠点とした療育システムの充実について」資料説明(資料6)

(委員長)

- ・最後、その他として事務局から連絡を。

(事務局)

- ・本年度の障がい者施策推進委員会については今回が最後で、次回は8月の開催を予定している。現在の委員の任期は6月末までのため、次回は新しい体制での開催となる。

(委員長)

- ・では、以上で閉会とする。